

同月内に県内で他市町に転出した小学生以上の子どもの医療費助成の取扱いについて

未就学児と小学生以上では、保護者負担の金額・回数の引継ぎ方が異なります。

※小学生以上は、各市町で保護者負担の金額・回数異なるため。

【未就学児】(従来どおり)

未就学児が同月内に県内他市町に転出した場合、保護者負担の金額・回数は引き継ぎます。

《例1》 A市からB町に転出し、同月内に同じ病院で2回以上受診した場合

A市在住の時に500円を1回支払った場合、B町に転出してもA市で500円を1回支払った回数が引き継がれるため、B町での支払の1回目が保護者負担の通算2回目となり、B町での2回目の支払は通算3回目になるので、3回目の保護者負担はありません。

ほかの市町に転出しても保護者負担の金額・回数はそのまま引き継ぐ。



【小学生以上】(新規)

小学生以上が同月内に県内他市町に転出した場合、転出元での保護者負担の金額・回数は転出先では引き継ぎません。転出先のものを新たに適用します。

《例2》 A市(保護者負担500円を2回まで)からB町(保護者負担500円を2回まで)に転出し、同月内に同じ病院で受診した場合

A市在住の時に500円を1回支払った後にB町に転出した場合、A市で500円を1回支払った回数は引き継がないため、B町での支払の1回目が保護者負担1回目になり、2回目の支払まで保護者負担があります。

ほかの市町に転出したら保護者負担の金額・回数は引き継がない。



《例3》 A市(自己負担1000円を1回まで)からB町(自己負担500円を2回まで)に転出し、同月内に同じ病院で受診した場合(取扱いは《例2》と同様)



佐賀市の子どもの医療費助成制度で現物給付(『子どもの医療費受給資格証』提示)の対象となるのは、未就学児と小学生です。